

2023年5月17日

各 位

日本学生自転車競技連盟
会 長 村岡 功
(公印省略)

2023年度「賛助会員」募集のお知らせ

拝啓 平素は本連盟の事業遂行に多大なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。2023年度の本連盟事業運営へご賛同頂ける方々を下記のとおり「賛助会員」として、ご協力を賜りたく、募集させていただきます。

この「賛助会員」制度は、加盟選手の強化、育成を目的に創設されました。皆様方のご理解とご協力をおもなして、賛助会費を本連盟所属選手の強化育成活動に活用させていただきます。今年度においても、引き続き皆様方のご協力をいただきますよう心よりお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 入会資格 どなたでもご入会いただけます。
2. 賛助会費額 年額1口5,000円です。
個人会員は1口から、法人会員は2口以上からの納入となります。

3. 入会方法

- (1) 下記、[Googlefoam](https://forms.gle/kURknvWNgivRsm88) へのご入力をお願いします。

<https://forms.gle/kURknvWNgivRsm88>

- (2) 賛助会費を下記の銀行口座にお振込ください。

<口座番号>	みずほ銀行 渋谷支店(普通) 2093085
<口座名義人>	日本学生自転車競技連盟 学生事務局

4. 会員期間 入会后2024年3月末日までといたします。
5. 会員特典 本連盟主催大会にお越しの際に、大会プログラムをご用意いたします。
6. 個人情報 (公財)日本スポーツ協会個人情報保護方針および同個人情報保護規定(平成17年3月22日制定)に基づき取り扱います。
7. その他 賛助会員募集の詳細については、各校のOB・OG会等の機会に広報いただけると幸甚です。

【お問合せ】

日本学生自転車競技連盟 担当理事・西沢
TEL&FAX 03-6804-2329 Mail:jicf@remus.dti.ne.jp

日本学生自転車競技連盟 賛助会員規程 (20210221改訂)

(目 的)

第1条 この規約は、日本学生自転車競技連盟（以下、本連盟と称す）憲章第26条に定める賛助会員について必要な事項を定め、本連盟の事業に関する理解者・協力者・財源を幅広く確保することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本連盟の目的・事業主旨に賛同し、会費を納入した個人・法人であって、本連盟理事会の承認を得た者とする。

(申 込)

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込フォームにより申し込むものとする。

第4条 入会申込者は反社会的勢力に属さず、関与が無いことを条件とする。

(会 費)

第5条 賛助会員は、会費を納入するものとする。会費は、年額5,000円を1口とし、個人会員にあっては1口以上、法人会員にあっては10口以上とする。

第6条 会費は原則として毎年6月末日までに納入するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本連盟が解散したとき

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするとき、その旨を書面によって本連盟に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の承認を得て除名することができる。

- (1) 故意又は重大な過失により、本連盟の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 本連盟憲章・副則・規約又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3) 本連盟の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (4) 反社会的勢力に該当する団体または組合に加入・関与していることが発覚した時
- (5) 会費の納付を怠ったとき
- (6) その他、理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合

(特 典)

第10条 会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 本連盟主催大会会場における大会プログラムの受領
- (2) 本連盟主催大会プログラムへの会員名称の記載
- (3) 本連盟が主催する講習会・シンポジウム・セミナー等への優先参加
- (4) その他諸種の情報サービスの提供

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本連盟の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年2月21日から適用する。

2 本規程の改定は本連盟理事会の決議による